

## 第17回教育委員会会議

1 日時 令和2年12月22日 火曜日 午後3時30分～午後4時45分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

### 3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
藤巻 幸嗣	教務部長
渡瀬 剛行	指導部長
盛岡 栄市	学校教育推進担当部長
松田 淳至	学校力支援担当部長
三木 信夫	生涯学習部長
村川 智和	総務課長
三嶋 賢慶	保健体育担当課長
民部 博志	学事課長
武井 宏蔵	施設整備課長
本 教宏	教職員人事担当課長
松井 良浩	教職員サービス・監察担当課長
弘元 介	初等・中学校教育担当課長

古田 晃久 首席指導主事  
大多 一史 生涯学習担当課長

川本 祥生 政策推進担当部長  
松浦 令 教育政策課長  
有上 裕美 教育政策課長代理  
ほか指導主事、担当係長、担当係員

#### 4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第121号	大阪市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
議案第122号	市会提出予定案件（その34）（大阪市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例案）
議案第123号	市会提出予定案件（その35）（高等学校等奨学金に係る債権放棄）
議案第124号	市会提出予定案件（その36）（野田中学校建設工事請負契約の締結）
議案第125号	市会提出予定案件（その37）（都島中学校建設工事請負契約の締結）
議案第126号	職員の人事について
議案第127号	職員の人事について
議案第128号	職員の人事について
議案第129号	職員の人事について
報告第42号	令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について
協議題第35号	令和3年度大阪府新学力テストについて（その2）

なお、議案第122号から第125号、第128号、第129号及び協議題第35号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、また、議案第126号及び第127号については

会議規則第6条第1項第2号により、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

#### (4) 議事要旨

議案第121号「大阪市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を上程。

三木生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

社会教育委員は、社会教育法並びに大阪市社会教育委員条例に基づき、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見を具申する等の職務を行うために設置されているものあり、社会教育関係団体の代表あるいは学識経験者等から構成されている。

解嘱について、蒲浩志氏は、任期途中であるが、令和2年11月24日、推薦団体である日本労働組合総連合会大阪府連合会の第13回執行委員会にて、連合大阪大阪市地域協議会副議長を退任したため、本委員を12月22日付で解嘱する。

委嘱について、蒲浩志氏の後任として、現職の同副議長の小林拓矩氏に、12月23日付で新たに委嘱する。

小林拓矩氏の任期に関しては、条例第4条第2項により、前任の任期を引き継ぐため、令和4年4月27日までとなる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第42号「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」を上程。

盛岡学校教育推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和2年10月22日に、文部科学省より本調査の結果が公表されたことに伴い、本市の結果及びこの間の取組について報告する。

暴力行為件数について、平成30年度は前年度に比べ若干増加、令和元年度は再び減少傾向が見られる。小学校については全国の3分の1以下、中学校においても全国を下回る数値となっている。

この間の本市の取組として、平成24年度の桜宮高校の事案を受け、平成25年度から本市の教育現場から体罰や暴力行為等を一扫するため、体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針や、児童生徒の問題行動への対応に関する指針を示すとともに、平成30年

7月に改定した「部活動指針～プレイヤーズファースト～」の徹底や、ケーススタディーによる校内研修資料の作成を進めてきたところである。

事業としては、平成26年度より、警察官経験者や学校関係経験者による生活指導支援員を生活指導上の課題のある学校に配置し、平成27年度には本市の生活指導上の拠点として、個別指導教室となる生活指導サポートセンターを設置した。

また、児童生徒にあらかじめしてはいけないことを明確に示すことで、これらを理解し、自らを律することを目的とした学校安心ルールを平成27年度に案として示し、活用可能な学校で実施しながら、その成果や課題をまとめ、西村顧問を座長とする学校安心ルール運営委員会において様々な検討を進めてきた。その成果として、平成29年度に学校安心ルールのスタンダードモデルの設定を行い、平成30年度からは各学校版の学校安心ルールを作成し、本格実施を行っている。

さらに、暴力行為件数が大きく増加した学校に対して、生活指導支援員の配置、生活指導サポートセンタースタッフによる学校支援を行うとともに、学校安心ルールの徹底などの取組も進めており、暴力行為件数の減少はこれらの取組の成果であると考えている。

次に、いじめの認知件数について、現在、国はいじめについて、軽微なものも見逃さないよう、積極的な認知を求めている。本市におけるいじめの認知件数については、小学校で全国の約2.4倍、中学校でも前年度に比べて増加しており、積極的な認知を進めている現状である。なお、認知件数のうち、小中学校合わせて96.1%については、本調査の中でも既に解消しているとの報告がされている。

平成25年度に「いじめ防止対策推進法」が定められて以来、本市としても「大阪市いじめ対策基本方針」を策定し、本指針を基に、本市のいじめ対策を総合的に推進してきた。特に、各校がいじめについての理解を深めるため、法の第2条にあるいじめの定義について、校長会や研修会等の場を通して、各校の理解を進めてきた。

また、「おおさかこども市会」の中で子どもたちから提案があった「いじめについて考える日」の設定を平成29年度より行い、いじめが起こらないような学校の雰囲気づくりの取組も進めているところである。今年度については、新型コロナウイルスの影響により、6月29日より2週間の期間を設け、各校が「いじめについて考える日」を設定し、それぞれの取組を実施した。

また、平成30年度よりSNSを活用したいじめ相談窓口を設置し、子どもたちがより相談しやすい環境を設定するとともに、スクールロイヤー事業の実施や、今年度より全区に

展開したこどもサポートネット、スクールソーシャルワーカーの活用など、問題が深刻化する前に、専門家に相談できる体制の構築を進めている。

さらに、今年度は、令和2年3月下旬に報告された第三者委員会の報告書による提言を受け、「大阪市いじめ対策基本方針」の徹底を図るため、まずは7月6日に指導部長による訓示の動画を各学校へ配信し、職員会議等で放映し、全教職員で視聴した上でeラーニング研修を、夏季休業期間が終了するまでに全教職員を対象として実施した。あわせて、研修後の振り返りチェックシートを実施することで、全教職員が「大阪市いじめ対策基本方針」をしっかりと理解し、いじめについて対応が行えるよう取り組み、さらには夏季休業期間中を利用して、各教員自身のいじめの対応についての点検アンケートを実施したところである。

今後としては、9月に開催された総合教育会議においていただいた意見を踏まえ、現在、整備を進めている1人1台端末を活用し、児童生徒がいじめについての訴えや、様々に抱える悩みを普段から相談しやすいよう、アンケートや相談の機能が整うよう検討しているところである。引き続きいじめの定義についての理解を深め、積極的な認知を進めるとともに、いじめを生じさせない、真にいじめのない学校等となるよう、今後とも取り組んでいく。

最後に、不登校児童生徒数について、全国と比較して小学校で約1.1倍、中学校で約1.6倍となっており、引き続き本市喫緊の課題と認識している。

不登校の要因として多いのは、小中学校ともに無気力、不安に起因することが多い。それ以外で、小学生では親子関係、中学生ではいじめを除く友人関係をめぐる問題、あるいは学業不振となっている。

これまで、不登校対策として、国の魅力ある学校づくりの考え方にに基づき、不登校の未然防止として、子どもたちが「明日も学校に来たい」と思えるような魅力のある学校をめざして取り組むよう各学校に指示するとともに、平成30年度から生活指導サポートセンターに不登校支援担当のスタッフを配置し、モデル校を指定した上で、魅力ある学校づくりの取組や、不登校児童生徒への早期対応の研究について取り組んできた。

しかしながら、これまでの調査結果からも、不登校児童生徒数は小中学校ともに年々増加する傾向にあり、学年が上がるにつれて増加するという傾向にある。平成30年度の本市独自調査によると、小学校6年生の不登校児童数が323人であったのに対して、令和元年度調査での中学校1年生の不登校生徒数が894人と、同一母集団で小6から中1にかけて約2.

8倍となっている。この中1ギャップの状況に対して、今後、学校への聞き取り調査などを通し、不登校児童生徒が学校に行けなくなったきっかけであったり、あるいは不登校が継続している理由についての把握に努め、さらに分析を進めることで、改善への方策を検討していきたい。

一方で、不登校児童生徒4,117人のうち、学校内外の何らかの機関につながって相談、指導等を受けている児童生徒は2,322人であり、1,795人がいずれの機関とのつながりも持っていない状況がある。もちろん学校は家庭訪問等を通してつながりを持つようとするが、なかなかうまくいかないケースがそれだけある。

国における「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」において、学校以外の場における学習活動の重要性が示されており、いずれの機関ともつながりが持っていない児童生徒を多様な学習の場へつなげていくことは、もう1つの大きな課題である。

その1つの方策として、令和2年6月に生活指導サポートセンターに併設する形で、本市で初めてとなる教育支援センター、いわゆる適応指導教室を開設し、不登校生徒の学校以外での学習の場として受入れを本格的にスタートした。11月の末日現在で、登録者数は46名、通所者数は28名となっている。本センターでは、これまでいずれの機関ともつながりを持っていなかった児童生徒を教育支援センター、いわゆる適応指導教室へつなげるとともに、不登校支援スタッフを各小中学校に派遣し、不登校児童生徒の状況把握や学校現場からのニーズ等の把握に努めている。

現在、令和3年度に向けて、教育支援センターを2か所増設する準備を進めており、今後、これまでの実績や学校派遣等で得たニーズ等の情報に基づきながら、教育支援センターの学習環境や運営方法などのさらなる改善を図るとともに、教育支援センターが不登校対策の拠点となり、各校に対して不登校対策についての助言や情報提供を行うなどの支援に努めてまいりたい。

今後も、今回公表された「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」や、各学校の不登校の詳細な状況把握などにより、不登校の要因等の分析をさらに進めながら、不登校の未然防止や解消及び支援の充実にに向けた取組を進めていく。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 学校安心ルールに基づいた展開が、おそらく暴力行為の減少につながったのではないかとみています。

気になる点が2つあって、1つ目が、不登校の中にいじめも含まれているのではということ。不登校といじめの関係をもう少し細かく分析してほしいのと、不登校になる生徒は以前と比べると、その要因がかなり変容してきている状況を鑑みた対策を考えてほしいことです。指導主事3名が色々な学校を回られて指導されていると聞いているんですが、これほどいろいろな問題が多様化してくると、1校に1名の専門の生徒指導担当を配置するくらいの試みがあるかもしれないと思います。

本来は教諭ですから、授業を持つのが原則なんですけど、現状、不登校の子どもがこれだけ増えてきていると、その背景をチェックして指導するということが必要となるので、担任による業務では負担感が大き過ぎるわけです。検討材料にしてほしいと思います。

2つ目が、不登校生徒の学力保障です。実際にこの数が膨れていく、そしてコロナ禍ということで、シラバス通りにいかない。1人1台の端末が整備されるのはありがたいことですが、シラバス化をして個別最適化の学習ができるような取組を考えられたほうがよいのではないのでしょうか。

【栗林委員】 今、平井委員のおっしゃった点は非常に重要で、検討の必要があると思います。それに加えて、ここでは上がっていませんが、いじめ関係で自殺する子どもの数が、全国的には非常に増えているという調査結果が出ています。

不登校、それからいじめで重なっている部分もあると思いますが、件数としてはデータ上増えています。子どもたちの数が減っていく中で、そうしたことが起こっているのを、どのように食い止めていくのかという点で、1つとして、先進国でよくやられているのは、1クラス当たりの人数を減らし、先生の目が行き届くようにしていく必要があるということです。

平井委員のおっしゃった問題も、加配をしていくということで、これが対策になるということはデータ上、これまでも分かっています。先進諸国の中では、20名台というところが非常に多くなってきていると思いますので、40名から35名で非常に少なくなったと言っているような場合ではないと思うんですけど、財政状況などがあって一挙に進まないのであれば、おっしゃっているように加配をどうするかということが1つです。

それから、こういう問題が自殺につながらないように、命が失われてしまったら個人の未来がそこで消えてしまうということもありますし、社会にとっても大きな損失なので、

どうしていくのかという観点からデータの整理をして、対応を図っていくということも、必要なのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

【盛岡学校教育推進担当部長】 今御指摘ありました、命に係わる事案というのをデータの的にどう分析していくのかというのは必要だと思っております。

平井委員からも御指摘がありましたように、いじめと命に関わる事案との関係ということをしっかり分析した上で、子どもたちの命を守るために何ができるかということを考えていきたいと思っております。

【森末委員】 不登校数の在籍比率という言葉がありますが、これは1校当たりという意味ですか。

【盛岡学校教育推進担当部長】 学校の中の100人当たりということですので、中学校でいいますと6.11ということは、100のうち6人と少しということになります。

【森末委員】 小学校は令和元年度0.9になっていますよね。これは100人当たり0.9ですね。次回に向け、分かりやすいように定義するようにしてください。

それから、いじめの認知件数の話ですが、小学校の1,000人当たりで、令和元年度は大阪市181.8人となっていますが、この数が増えているということ、いじめというのは分からないと解決できませんから、いじめの認知が多いほうが良いという話に今のところはなっています。

ただ、そうすると、中学校は全国平均32.8で、大阪市が27.0となっていますよね。そうするとこれは、小学校ではかなり積極的にいじめの認知をしているけれど、中学校はしてないのか、あるいは中学校はもともといじめが少ないというのか、どのように分析されていますか。

【古田首席指導主事】 いじめの認知につきましては、小学校1年生が一番多くて、2年生、3年生と上がるにつれて認知件数が減ってくるという現象がございます。特に1年生でしたら、一緒に帰ってくれないとか、お弁当を一緒に食べてくれなかったとか、物を落とされたとか、そういったこともいじめとして上がってきますので、経年で見ていきますと、小学校1年生から中学校3年生に上がっていくにつれて認知が減るということになり、総数にすると小学校のほうが多いという結果になっております。

【森末委員】 小学校が多いのはよく分かりますが、中学校の全国平均と比べても、全国32.8で、大阪市27.0なのに、小学校の場合は全国が75.8に対して181.8ですよ。これが実態で、しっかりと発掘してもこれだけ中学校は少ないということなのか。中学校がちゃ

んと認知してないと取られる可能性もあるので、その辺りどのように考えていますか。

【盛岡学校教育推進担当部長】 確かに、中学校は生徒数が児童数の半分としても、もっと数があってもいいのではということがありますが、そこまでの分析ができておりませんので、今後、詳細な分析を進めてまいりたいと思います。

【森末委員】 お願いします。

【異委員】 私の本題に入る前に、今、森末委員がおっしゃった中学校のいじめに関して、すごく今見えにくくなっているのだらうと思います。スマホの普及も含めて、数は少ないけれど、一つ一つがすごく深刻で、蓋を開けたらとんでもないことになっているということがあるのではと思っています。だから、そういったことが認知のこの件数に反映されているかなというふうに感じました。

私からは不登校に関してなんですけど、これは本当に暴力、いじめもそうですが、市の大きな課題であるというふうに思っていて、学校側もおそらく来たい学校にしようということではいろいろ努力はされていると思います。

個人的な意見としてしましては、本当にもう心がしんどくて、しんどくてという子どもに関しては、もう学校に来なくていいと思うんです。その代わり、やはり義務教育の段階である小学生、中学生に関しては、学習できる環境の確保というのは必要です。先ほど教育支援センターという話が出ましたが、私の勝手な解釈かもしれませんが、思ったより来られていないですね。現状はどのような感じでしょうか。大体1日どれぐらい来られたり、対応されているんでしょうか。

【盛岡学校教育推進担当部長】 先ほど申し上げました数字は、まず登録が46名で、実際に通所しているのは28名ですが、例えば午前だけ来る子とか、午後から来る子、1日いる子など様々ありまして、1日でいきますと10名弱になっております。

【異委員】 この3,000人といった不登校数を見ると、こちらとしては色々な環境を整えようと努力されていると思うんですけど、この数字からいけば、本当にごく僅かだなというのが正直なところなんです。

あと2か所増設されるということですよ。おそらく違う場所で来やすい立地といった形になると思いますが、本当にこのコロナ禍の中で、1人1台端末と、あとはオンラインが普及しています。ちょっと大学の話になるんですけど、大学において不登校というか、出席率がよくない学生が、オンラインになってすごく積極的に参加するようになったりという事例もたくさん出ていますので、このあとの2か所に関して、既存の教育支援センタ

一と同じものとするのか、学習の保障という意味で、1つはオンライン教育専属というのか、全てオンラインで提供できるような支援センターがあってもいいのではないかなと個人的に思いました。

もちろんこれを推奨するわけではなくて、学校に来て、対人で成長していくというのが前提なんですけれど、心が病みそうならいつら子に関しては、別の方法として、オンラインできっちり学習を保障するというような選択を保護者と生徒に与えてあげると、少し気が楽になるのではないのでしょうか。友人関係とか対人関係で困っている、どうしても行きたくない、行けないという生徒に関しては、学びの保障という意味では、こういうところがあってもいいんじゃないかなというふうに、個人的には思いました。一度御検討ください。

**【盛岡学校教育推進担当部長】** 御指摘ありがとうございます。冒頭に平井委員から御指摘がありましたように、不登校の4,000人強の子どもたちの状況を見ましても、やはり非常に多様化している状況があります。

我々は最初、複数人が来たときには、その子たちをつなげようと試みたんですけども、来ている子どもたちの様子を見ておきますと、そういうことは求めていなくて、自学で勉強をしたい、家ではできない、学校には行けない子どもがそこに来て黙々と勉強しているというケースがあって、人とつなげることを求めていない子どもたちが今のところ多いというふうに見ています。

現在の教育支援センターは西成区にありますので、やはり交通の便などの状況により北方面のほうから行きにくいとかありますので、増やすということ考えております。来年度増設する2か所についても今と同じ形を考えておりましたが、御指摘がありましたオンライン授業というのも当然大事でありますので、オンライン授業の主体はどこで進めていくのかということは検討しなければいけませんし、一方で我々としては、どこかでやっぱりつながってほしいなと思っております。それはフリースクールであるのか、サテライトであるのか、この支援センターであるのか、オンラインであるのか、学校であるのか、多様化している子どもたちに対応できるものをできるだけ多く提供できたらというふう思っております。

**【異委員】** ありがとうございます。

補足ですけれど、不登校の生徒に対して、実際、現場の中学校とか小学校の先生が、授業をやりながらオンライン授業の対応もするという両立はとても大変だと思うんですね。

各学校で、各先生がそれを賄うというのは、とてもじゃないけど回らないと思いますので、オンライン教育をするというのは1か所でいいと思います。それをライブ配信、またはオンデマンド配信のほうがいいと思いますが、集約して、先生方の負担も軽減しながらがいいと思います。もちろん私も、学校へ来なくていいというのは、ぶちっと切るという意味ではなくて、ほかのやり方もあるよと、こういうつながり方もあるよというところを打ち出せたらいいかなというふうに思いました。

【大竹委員】 暴力行為が、学校安心ルールというのができて、その成果で令和元年度、減ってきているということの分析をされていて結構だと思います。その一方で、不登校がこれだけ増えているというのは、やはりもう少し重点的に見なくちゃならない。

その中で、いろいろな問題が多様化しているということで、割と暴力行為というのはどういうような原因というのかが見えやすく、まだ指導方法があるということですが、なかなか不登校に至った原因というのが見つかりにくいのではないかと思うんですけども、1つの質問は、こういう不登校になった方が、本当に学校に行けるようになったという事例で、大体どれぐらいの期間で、何をやったら行けるようになったという分析結果というのがありますか。

【盛岡学校教育推進担当部長】 これまでに、こうだからこういう結果になっているという明確な分析はございませんが、私の経験でも、なぜ急に来ようになったか分からない子もたくさんいます。例えば、3年生になったきっかけで来るとか、様々なケースがございますし、報告いたしました教育支援センターの中でも、教育支援センターに来たことによって、学校に行けるようになった子が2名います。そういう意味では、もうケース・バイ・ケースで本当に多様化している子どもたちに対しては、こういうきっかけを与えたらこの子はいけるということの答えはないのではないかと思います。それを模索しながら、いろんな材料を提供する中で、登校できるきっかけになればいいと思いますが、特効薬はないと今のところは思っております。

【大竹委員】 だとすると、やはり先生方が授業をしながら、一方で不登校の生徒のケアをするというのは、物理的に無理があるんだろうと思います。最初に平井委員がおっしゃったように、これだけの数になって、しかも原因が様々で、解決方法も様々となると、やはりそれを専門に見るような、そういった人の配置ということも考える必要があります。

支援センターを設置して、3か所に増やしましたというだけでは、自発的に来られる方はいいいですが、そこに来るまでもつなぐ人が要ということですから、一旦、暴力行為が

学校安心ルールによってある程度目途が立ったということであれば、不登校の対策に重点的に、人員シフトということも含めて、あるいは人員の加算ということも含めて、また考えていただければありがたいというふうに思います。

やはりこれだけの不登校があるというのは問題ですし、小学校から中学校に上がった途端にまた増えてしまうというのも、もう少し対策は考えないとまずいと思いますので、ぜひ今後、対策として考えていただければありがたいです。

【山本教育長】 ありがとうございます。不登校を中心にいろんな御意見をいただきましたので、事務局としても一個一個の現象に対する対応だけではなくて、全体としてどのように動いていくかということについて、この実情を細かく分析もするのと並行して、また整理をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

協議題第35号「令和3年度大阪府新学力テストについて」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

10月13日の教育委員会会議、市会における議論を踏まえ、大阪府新学力テストに係る検討状況について進捗及び今後の議論の進め方について説明する。

先日の市会において、大阪府新学力テストについては実施について十分に議論し、慎重な判断を求める陳情書が採択されたことを踏まえつつ、一方では大阪府の施策として実施される大阪府新学力テストには、現段階では全ての府下市町村が参加の意向を示していることも踏まえ、本市の子どもたちの最善の利益に資するものになるよう、教育委員会においても引き続き十分議論し、検討していただきたい。

10月13日の教育委員会会議において、教育委員より参加に際して慎重な意見を頂戴したところである。主な懸案事項としては、コロナ禍の学校状況における子どもたちや学校への負担、また、本市で従前より行っている大阪市小学校学力経年調査に加えての参加になることからの重複感やすみ分け、さらに、コロナ禍において限られた時間の中で、学校の授業における学習活動の重点化といった特例的な対応が求められている中での、新学習指導要領で新たに示された教科横断的な視点からの教育課程の実施などであった。

本日は、大阪府新学力テストで実施予定の教科横断的な問題のサンプルを大阪府教育庁より提供いただいたので添付している。

サンプルを見ると、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文章や資料から情報を読み取ったり、問いに対しての判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を

問う問題となっている。大阪府教育庁においては、問題とテストの方向性を検討する検討委員会を立ち上げているとのことである。

これまで検討委員会では、主に実施に向けた大枠が議論され、子ども一人一人を伸ばすことと、指導する教員に役立つものにする、また、子どもたちの強みを個人票に記載し、子どもや保護者がその子のよさに着目し、意欲を高めることができるように工夫するなど、メッセージ性のあるテストにしたいと検討しているとのことである。

大阪府教育庁では、このような意見の下、題材としては、全ての子どもに考えてほしい題材、例えばSDGs等の今日的な課題、また、プログラミング的思考につながるもの、文章だけでなくグラフや絵、図またはウェブページ、SNSを模したものなど、多様なテキストを取り入れると聞いている。解答についても記号を選んだり、文章で表記するだけでなく、絵を描いたり、図で示したりさせながら、答えが1つでない問いに自由に挑戦させるとのことである。

先月、府内小学校6校でプレテストの形で実施され、現在、そのプレテストを踏まえて当日の問題を検討している。本日のサンプル問題とは内容が異なるものの、問われている力は、今年度、全面実施となる新学習指導要領においても求められている力であり、子どもたちがこのような問題に触れることは大変意義があると考えている。

一方で、臨時休業からの学校再開後、限られた時間の中で、学校の授業における学習活動の重点化や、次年度以降を見通した教育課程編成といった特例的な対応が求められている中、教科横断的な視点からの教育課程の実施が十分とは言い難いと認識している。

先ほどの懸案事項を十分に踏まえて、現在、子どもたちや学校への負担を極力軽減した実施方法や、教科横断的な問題の位置づけや公表の在り方などについて、大阪府教育庁と検討している。

当該テストの参加については、子どもたちの最善の利益に資するものとなるよう、大阪府教育庁と丁寧な連携、協議を進めるとともに、教育委員会においても引き続き十分議論し、検討していただきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

**【大竹委員】** 考え方の1つとして、大阪府の新学力テストというのは、大阪市が既に実施している経年調査等に比べてこういったことをするから、参加する必要があるかどうか、そういったことを議論の出だしとして説明してほしいですね。

あと、メリット、デメリットも含めて議論して、次回のときには、市の事務局としての参加・不参加の意向を出してほしいんですね。その意向に対して、我々で色々考えたいと思います。

特に教科横断的なところだけの参加ということが可能かどうか、よく分からないので、部分的にこういう点が今の大阪市の色々なテストでは抜けているから、ここはやりたいたいんだけど、ここは負担が多いからやめるといった部分的なテスト参加というのはあり得るかどうかね。その辺りも考えていただければありがたい。

【平井委員】 教科横断イコール探究学習であって、学習指導要領が変わってきた中で、学校現場は混乱というか、疲弊しているわけですね。実際、探究学習についても、小学校、中学校で十分に準備できて、PDCAが回っているのかというと、疑問であることも多々あります。

ですから、制度設計上の問題といった説明もですが、実際、教科横断的な十分な指導が出来ていて、ある程度準備をした上で対応する、つまり背景知識を持って対応するならよいと思うのですが、そういったことが無い中で適正検査的な問題を作ったので実施するといった手法ではなく、学校現場をしっかりと押さえた意味での案を出してほしいと思います。

議案第122号「市会提出予定案件（その34）について」を上程。

松田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件は、新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向けた学校休業等を踏まえ、保護者の経済的負担軽減等の観点から緊急的な措置として、令和2年度に限り小中学校の全児童生徒の保護者から学校給食費を徴収しないこととした措置を、昨今の状況に鑑み、令和3年度も引き続き同様の措置を講じるため、必要となる条例の改正を市会に諮るものである。

なお、給食費の無償化制度については、今後も引き続き様々な観点から検討を進め、時期を見極めながら本格実施につなげていく。

改正の内容について、令和2年度の無償化のために加えた条例附則を改め、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に実施する学校給食にかかる学校給食費を、児童または生徒の保護者から徴収しないことを規定するものであり、施行期日は令和3年4月1日とする。令和2年度からの変更点として、保護者等が生活保護による教育扶助若しくは就学援助で給食費に関するものを受ける期間については、従来の制度に基づき実質無償とするため、その対象となる期間は適用しないことを記す。

また、本市では、給食費を平成27年度に行った改定以降据え置きし、現在、政令指定都市のなかで最も低い水準となっており、昨今の主食や牛乳、配送費が増嵩する中、副食に充てる金額で調整してきたが、現状では副食の水準が保てなくなっていることから、前回改定以降の物価上昇分として、令和3年度から20円を引き上げる改定を検討している。

改定を行った場合の給食費総額については、仮に令和2年度予算ベースの積算単価を20円引き上げた場合、現在の約77億円から約83億円に増額となり、給食費の無償化にかかる経費も、総額で約83億円となる見込みである。

給食費の単価については、市規則である「大阪市学校給食費等の管理に関する規則」に定められているため、今後、単価の改定にかかる予算編成に合わせて、市規則の改正にかかる手続きを進めてまいる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第123号「市会提出予定案件（その35）について」を上程。

民部学事課長からの説明要旨は次のとおりである。

高等学校等奨学金に係る債権の放棄について、高等学校等奨学金は、同和対策事業の一環として実施されていたものであり、高等学校等への進学を奨励し、教育の機会均等と人材の育成を図るため、昭和62年より貸与してきたが、平成13年度末に同和対策事業の根拠法が期限切れを迎えたことに伴い、貸与事業は終了し、現在は返還に係る債権管理に取り組んでいるところである。

債務者が破産による免責決定を受けたことにより、法的に徴収不能となった債権について、令和3年2、3月市会において債権放棄の議案を上程する予定である。

1の債務者について、この間、返還についての働きかけを継続して行っていたが、本年1月に破産による免責に至ったため、未返還の元本59万4,000円並びに訴訟費用6,070円及びこれに対する遅延損害金について債権放棄を行う。

2の債務者について、この間、免除手続等についての働きかけを継続して行っていたが、本年2月に破産による免責に至ったため、同様に、未返還の元本57万6,000円及びこれに対する遅延利息について債権放棄を行う。

なお、遅延利息は元本が返還されたときに、また、遅延損害金は訴訟費用が返還されたときに初めて金額が確定するため、今回、返還がない中で債権放棄を行うことから、金額

は確定しない。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第124号「市会提出予定案件（その36）について」及び議案第125号「市会提出予定案件（その37）について」を一括して上程。

忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

両案件はいずれも校舎建設工事請負契約の締結に係るものである。

福島区の野田中学校について、昭和35年以降に建てられて、老朽化が進んでいる校舎などを建て替えるものである。工事概要として、4階建ての校舎1棟の建設などについて、株式会社ハンシン建設と契約金額8億2,280万円で契約をいたしたい。

都島区の都島中学校について、こちらも昭和35年以降に建てられて、老朽化が進んでいる校舎の建て替えを行うものである。工事概要として、4階建ての校舎1棟の建設などについて、矢野建設株式会社と契約金額7億8,210万円で契約をいたしたい。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案も原案どおり可決。

議案第126号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校主任教諭で、処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として、減給1月とする。

当該教諭は、顧問を務めていた同校ソフトボール部の活動に当たって、令和元年5月から令和2年1月にかけて、同部部員の生徒に対し、複数回にわたり暴言を行い、また、これらの行為について速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠った。さらに、学校外での部活動の際に、学校長に報告することなく、複数回にわたり同部部員のみで移動させていたほか、学校長の許可を得ず、マイカーで運動用具等の搬送を兼ね、現地に赴いた。

なお、同校校長は、全部員へのアンケート調査や副顧問等への聞き取りを終えた後、当該教諭を同部顧問から外している。

なお、当該教諭は、部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合の対応について、に基づき、既に部活動顧問から外しているが、本件処分確定後、原則1年以上

はいかなる部活動の指導にも従事させない。

質疑の概要は次のとおりである。

**【森末委員】** 部員の引率等の件について、手引には安全配慮は必要だと書いているけれども、学校外での活動時に明確に引率しなければならないということは明記されていない。部活動の対外的な試合などで、区をまたがって移動するとか、電車に乗って行くといったときに、引率しなくていいのかどうかはルールとして決めておくべきだと思います。

例えば遠隔地に行くときに、現地集合ですとあって事故が起こったり、あるいは途中で暴力事案などが起こったり、そういうこともあるので、中学校だからもう大丈夫というのであればいいですし、そこは一度検討していただきたい。校長先生も、今回の件では引率すべきと考えておられたんですから、その認識はやっぱり統一する必要があると思いますので、御検討いただきたいと思います。

**【異委員】** マイカーで運動用具を搬送したということで、多分、善意でされたのだと思うんですけど、こういった部活動ですごく重たい道具があった場合の搬送に関して、正しい行動はどうなるんですか。

**【松井教職員服務・監察担当課長】** 届出をしていただいたら結構なんですけど、今回は届け出を怠っていたということです。

**【異委員】** なるほど、その点が問題ということですね。

**【松井教職員服務・監察担当課長】** 校内にも当然車を乗り入れしてくるわけですし、その部活動に従事する前、学校内に一度通勤することもありますので、校長が承認すれば可能です。

**【山本教育長】** 先ほど森末委員から指摘のあった部分の課題について、整理をお願いします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第127号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は小学校教諭で、処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として、減給1月とする。

当該教諭は、令和2年5月から6月までの間、勤務校まで鉄道を利用して通勤する旨の届出を行っていたにもかかわらず、通勤定期券を購入せず、通勤手当2万756円を不正に受給した。なお、不正に受給した通勤手当については、令和3年1月分給与の支給時に戻入予定としている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第128号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

南港みなみ小学校教頭兼南港南中学校教頭の復職に伴い、1月1日付で指導部インクルーシブ教育推進担当の指導主事に充てる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第129号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

育和小学校の体制強化のために、指導部次席指導主事の青山真丈を育和小学校副校長に任命する。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

---

教育委員会委員

---